

7 障害者総合支援法・児童福祉法のサービス

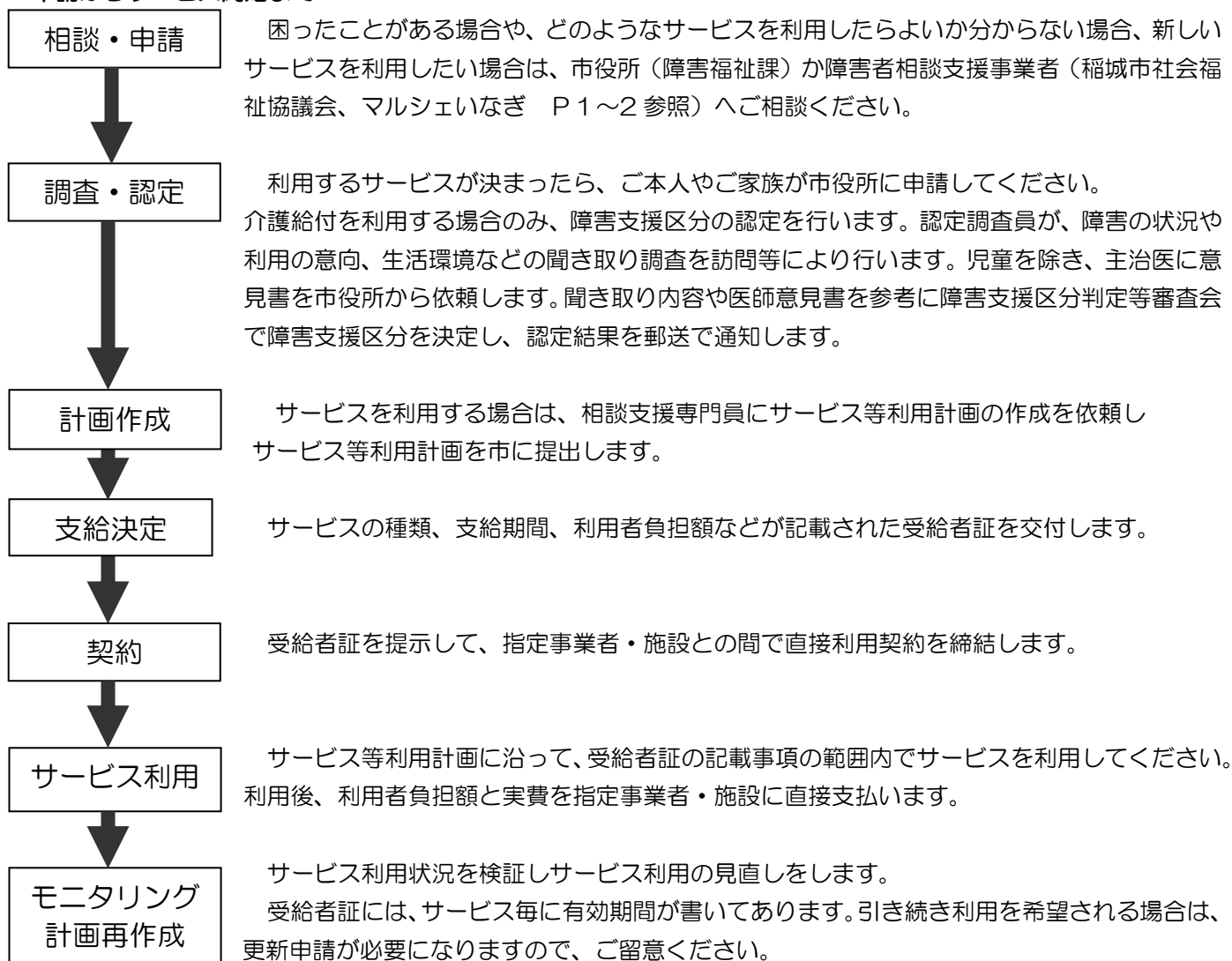
障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスは、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費)、地域生活支援事業及び障害児通所給付となります。P42 にサービス一覧が掲載されていますのでご参照ください。

・自立支援医療 詳細はP17～18 をご参照ください ・補装具費 詳細はP52 をご参照ください

1、介護給付、訓練等給付、障害児通所給付

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

～申請からサービス開始まで～



原則としてサービス費用の1割を自己負担していただくこととなりますが、所得に応じて利用者負担月額上限額が設定されるため、ひと月のサービス利用量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方の利用者負担はありません。

2. 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担について

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

- ・無償化 満3才になって初めての4月1日から3年間、障害児通所利用者負担額は無償化されます。
- ・多子軽減 兄または姉がいて、一定の要件に該当する場合、障害児通所支援を利用している就学前児童の利用者負担額が軽減されます。

3. 高額(新高額)障害福祉サービス費(高額償還)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

同じ世帯で複数の方あるいは1の方が障害福祉サービス、介護保険サービスや補装具費支給等を受けたこと等により1か月の自己負担額の合計が世帯の基準額を超えたときに、ある一定の条件を満たした場合、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払いにより支給されます。対象者には障害福祉課より通知いたします。

4. 地域生活支援事業

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施する事業です。市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態により、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定します。サービスによって、自己負担の有無や金額、申請方法が異なります。

～申請からサービス開始まで～

